

聖籠町訓令第3号

聖籠町建設工事請負業者等指名停止措置要領の一部を改正する訓令を次のように定める。

平成31年4月23日

聖籠町長 西脇 道夫

聖籠町建設工事請負業者等指名停止措置要領の一部を改正する訓令

聖籠町建設工事請負業者等指名停止措置要領(昭和60年聖籠町訓令第3号)の一部を次のように改正する。

第1条中「行う建設工事及び調査測量設計」を「発注する建設工事及び建設工事に係る測量、調査、設計等業務並びに役務の提供等並びに物品の製造の請負又は買入れ」に、「の指名競争入札又は随意契約に参加する資格を有する者」を「契約の円滑かつ適正な執行を確保するため、聖籠町建設工事入札参加資格審査規程(平成9年聖籠町訓令第1号)第2条、聖籠町建設コンサルタント等業務入札参加資格審査規程(平成20年聖籠町告示第85号)第2条及び聖籠町物品等入札参加資格審査規程(平成9年聖籠町訓令第3号)第2条の規定により資格を有する者として名簿に登載された者」に改める。

第2条第2項中「当該指名停止に係る有資格業者を現に」を「一般競争入札にあっては指名停止業者が指名停止期間中の入札に入札参加資格を有している場合は、その入札に参加できないものとし、指名競争入札にあっては指名停止業者を」に、「取消す」を「取り消す」に改める。

第4条第2項中「指名停止の期間中又は当該期間の満了後1か年を経過するまでの間に、別表各号の措置要件に」を「次の各号のいずれかに」に、「の期間とする。」を「(当初の指名停止の期間が1か月に満たないときは、1.5倍)の期間とする。」に改め、同項ただし書を削り、同項に次の各号を加える。

- (1) 別表第1各号又は別表第2各号の措置要件に係る指名停止の期間の満了後1年を経過するまでの間(指名停止の期間中

を含む。)に、それぞれ別表第1各号又は別表第2各号の措置要件に該当することになったとき。

- (2) 別表第2第1号から第3号まで又は第4号から第8号までの措置要件に係る指名停止期間の満了後3か年を経過するまでの間に、それぞれ同表第1号から第3号まで又は第4号から第8号までの措置要件に該当することになったとき(前号に掲げる場合を除く。)

第4条第5項中「及び前各項」を「、前各項及び次条」に改める。

第8条を第9条とする。

第7条中「、町発注工事等」を「工事等」に改め、同条を第8条とし、第6条を第7条とする。

第5条第1項中「前条」を「第4条」に改め、同項ただし書きを削り、同条を第6条とする。

第4条の次に次の1条を加える。

(独占禁止法違反等の不正行為に対する指名停止の期間の特例)

第5条 第2条第1項の規定により情状に応じて別表各号に定めるところにより指名停止を行う際に、有資格業者が私的独占の禁止及び公正取引の確保に関する法律(昭和22年法律第54号。以下「独占禁止法」という。)違反等の不正行為により次の各号のいずれかに該当することとなった場合(第4条第2項の規定に該当することとなった場合を除く。)には、それぞれ当該各号に定める期間を指名停止期間の短期とする。

- (1) 談合情報を得た場合、又は談合があると疑うに足りる事実を得た場合で、有資格業者から当該談合を行っていないとの誓約書が提出されたにもかかわらず、当該事案について、別表第2第5号又は第8号に該当したとき それぞれ当該各号に定める短期の2倍の期間

- (2) 別表第2第4号から第8号までに該当する有資格業者(その役員又は使用人を含む。)について、独占禁止法違反に係る確定判決若しくは確定した排除措置命令若しくは課徴金納

付命令又は競売等妨害若しくは談合に係る確定判決において、当該独占禁止法違反又は競売等妨害若しくは談合の首謀者であることが明らかになったとき（前号に掲げる場合を除く。） それぞれ当該各号に定める短期の2倍の期間

(3) 別表第2第4号から第6号までに該当する有資格業者について、独占禁止法第7条の2第7項の規定の適用があったとき（前2号に掲げる場合を除く。） それぞれ当該各号に定める短期の2倍の期間

(4) 入札談合等関与行為の排除及び防止並びに職員による入札等の公正を害すべき行為の処罰に関する法律（平成14年法律第101号）第3条第4項に基づく各省各庁の長等による調査の結果、入札談合等関与行為があり、又はあったことが明らかとなったときで、当該関与行為に関し、別表第2第4号から第6号までに該当する有資格業者に悪質な事由があるとき（前3号の規定に該当することとなった場合は除く。） それぞれ当該各号に定める短期に1か月加算した期間

(5) 本町職員又は他の公共機関の職員が、競売入札妨害（刑法（明治40年法律第45号）第96条の6第1項に規定する罪をいう。以下同じ。）又は談合（刑法第96条の6第2項に規定する罪をいう。以下同じ。）の容疑により逮捕され、又は逮捕を経ないで公訴を提起されたときで、当該職員の容疑に関し、別表第2第7号又は第8号に該当する有資格業者に悪質な事由があるとき（第1号又は第2号の規定に該当することとなった場合は除く。） それぞれ当該各号に定める短期に1か月加算した期間

本則に次の1条を加える。

（指名停止等の措置の公表）

第10条 町長は、第2条第1項又は第3条各項の規定により指名停止を行ったときは、当該指名停止に係る有資格業者の商号又は名称、所在地、期間及び理由を公表するものとする。第4条第5項の

規定により指名停止期間を変更したとき、又は同条第6項の規定により指名停止を解除したときも、同様とする。

2 前項の規定による公表は、町ホームページへの掲載により行うものとする。

別表第1及び別表第2を次のように改める。

別表第1 聖籠町内又は新潟県内において生じた事故等に基づく措置基準

措置要件	期間
<p>(虚偽記載)</p> <p>1 本町が発注する契約に係る一般競争入札及び指名競争入札において、競争参加資格確認資料その他の入札前の調査資料に虚偽の記載をし、契約の相手方として不相当であると認められるとき。</p>	<p>1か月以上6か月以内</p>
<p>(過失による粗雑行為)</p> <p>2 本町と締結した契約（以下「本町契約」という。）の履行に当たり、過失により工事、業務等を粗雑にしたと認められるとき（かしが軽微であると認められるときを除く。）。</p>	<p>1か月以上6か月以内</p>
<p>3 本町契約以外の新潟県内における公共機関等の契約で前号に掲げるもの以外のもの（以下「一般契約」という。）の履行に当たり、過失により工事、業務等を粗雑にした場合において、かしが重大であると認められるとき。</p>	<p>1か月以上3か月以内</p>
<p>(契約違反)</p> <p>4 第2号に掲げる場合のほか、本町契約の履行に当たり、契約に違反し、契約の相手方として不相当であると認められるとき。</p>	<p>2週間以上4か月以内</p>
<p>(安全管理措置の不適切により生じた公衆損害事故)</p> <p>5 本町契約の履行に当たり、安全管理の措置が不適切であったため、公衆に死亡者若しくは負傷者を生じさせ、又は損害（軽微なものを除く。）を与えたと認められるとき。</p>	<p>1か月以上6か月以内</p>
<p>6 一般契約の履行に当たり、安全管理の措置が不適切であ</p>	<p>1か月以上3か月</p>

<p>ったため、公衆に死亡者若しくは負傷者を生じさせ、又は損害を与えた場合において、当該事故が重大であると認められるとき。</p> <p>(安全管理措置の不適切により生じた契約関係者事故)</p>	以内
<p>7 本町契約の履行に当たり、安全管理の措置が不適切であったため、契約関係者に死亡者、負傷者又はその他の事由による休業者を生じさせたと認められるとき。</p>	2週間以上4か月以内
<p>8 一般契約の履行に当たり、安全管理の措置が不適切であったため、契約関係者に死亡者、負傷者又はその他の事由による休業者を生じさせた場合において、当該事故が重大であると認められるとき。</p>	2週間以上2か月以内

別表第2 贈賄及び不正行為等に基づく措置基準

措置要件	期間
(贈賄)	
<p>1 次のア、イ又はウに掲げる者が聖籠町職員に対して行った贈賄の容疑により逮捕され、又は逮捕を経ないで公訴を提起されたとき。</p> <p>ア 有資格業者である個人又は有資格業者である法人の代表権を有する役員（代表権を有すると認めるべき肩書を付した役員を含む。以下「代表役員等」という。）</p> <p>イ 有資格業者の役員又はその支店若しくは営業所（常時契約を締結する事務所をいう。）を代表する者でアに掲げる者以外の者（以下「一般役員等」という。）</p> <p>ウ 有資格業者の使用人でイに掲げる者以外の者（以下「使用人」という。）</p>	<p>4か月以上12か月以内</p> <p>3か月以上9か月以内</p> <p>2か月以上6か月以内</p>
<p>2 次のア、イ又はウに掲げる者が新潟県内の他の公共機関の職員に対して行った贈賄の容疑により逮捕され、又は逮捕を経ないで公訴を提起されたとき。</p> <p>ア 代表役員等</p>	<p>3か月以上9か月以内</p>

イ 一般役員等	2 か月以上 6 か月 以内
ウ 使用人	1 か月以上 3 か月 以内
3 次のア又はイに掲げる者が新潟県外の公共機関の職員に 対して行った贈賄の容疑により逮捕され、又は逮捕を経ない いで公訴を提起されたとき。	
ア 代表役員等	3 か月以上 9 か月 以内
イ 一般役員等 (独占禁止法違反行為)	1 か月以上 3 か月 以内
4 新潟県内において、業務に関し独占禁止法第 3 条又は第 8 条第 1 号に違反し、契約の相手方として不相当であると 認められるとき（次号に掲げる場合を除く。）。	2 か月以上 9 か月 以内
5 本町契約の実施に当たり、独占禁止法第 3 条又は第 8 条 第 1 号に違反し、契約の相手方として不相当であると認め られるとき。	3 か月以上 1 2 か 月以内
6 新潟県外の公共機関と締結した契約に関し、代表役員等 又は一般役員等が、独占禁止法第 3 条又は第 8 条第 1 号に 違反し、刑事告発を受けたとき。 (競売入札妨害又は談合)	1 か月以上 9 か月 以内
7 次のア又はイに掲げる者が競売入札妨害又は談合の容疑 により逮捕され、又は逮捕を経ないで公訴を提起されたとき (次号に掲げる場合を除く。）。 ア 代表役員等	3 か月以上 1 2 か 月以内
イ 一般役員等、使用人	2 か月以上 1 2 か 月以内
8 本町契約の実施に当たり、次のア又はイに掲げる者が競	

売入札妨害又は談合の容疑により逮捕され、又は逮捕を経ないで公訴を提起されたとき。	
ア 代表役員等	4 か月以上 12 か月以内
イ 一般役員等、使用人	3 か月以上 12 か月以内
(建設業法違反行為)	
9 建設業法（昭和24年法律第100号）の規定に違反し、建設工事の請負契約の相手方として不適当であると認められるとき（次号に掲げる場合を除く。）。	1 か月以上 9 か月以内
10 次のア又はイに掲げる発注機関と締結した請負契約に係る工事に関し、建設業法の規定に違反し、建設工事の請負契約の相手方として不適当であると認められるとき。	
ア 聖籠町	2 か月以上 9 か月以内
イ 新潟県内の他の公共機関（違反行為が新潟県内で生じた場合）	1 か月以上 9 か月以内
(不正又は不誠実な行為)	
11 別表第1及び前各号に掲げる場合のほか、業務に関し次のア、イ又はウに該当し、契約の相手方として不適当であると認められるとき。	1 か月以上 9 か月以内
ア 聖籠町内における法令違反の容疑により、有資格業者である法人が公訴を提起された場合、又は有資格業者である個人若しくは有資格業者である法人の役員又はその使用人が逮捕され、又は逮捕を経ないで公訴を提起された場合	
イ 本町契約の実施に当たり、落札決定後辞退、有資格業者の過失による入札手続の大幅な遅延等の著しく信頼関係を損なう行為があった場合	
ウ ア又はイに掲げる場合のほか、有資格業者（法人であ	

る場合、その役員又は使用人を含む。) が不正又は不誠実な行為をした場合	
1 2 別表第 1 及び前各号に掲げる場合のほか、代表役員等が禁錮以上の刑にあたる犯罪の容疑により公訴を提起され、又は禁錮以上の刑若しくは刑法の規定による罰金刑を宣告され、契約の相手方として不相当であると認められるとき。 (暴力的不法行為)	1 か月以上 9 か月以内
1 3 有資格業者である個人、有資格業者である法人の役員又はその使用人が、暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律（平成 3 年法律第 7 7 号）第 2 条第 6 号に規定する暴力団員（以下この表において「暴力団員」という。）であると認められるとき。	1 2 か月以上
1 4 有資格業者の経営に、暴力団（暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律第 2 条第 2 号に規定する暴力団をいう。以下この表において同じ。）又は暴力団員が実質的に関与していると認められるとき。	1 2 か月以上
1 5 有資格業者である個人、有資格業者である法人の役員又はその使用人が、自己、自社若しくは第三者の不正の利益を図る目的又は第三者に損害を加える目的をもって、暴力団又は暴力団員を利用したと認められるとき。	1 2 か月以上
1 6 有資格業者である個人、有資格業者である法人の役員又はその使用人が、暴力団又は暴力団員に対して資金等を供給し、又は便宜を供与する等直接的又は積極的に暴力団の維持又は運営に協力し、又は関与していると認められるとき。	6 か月以上 1 2 か月以内
1 7 有資格業者である個人、有資格業者である法人の役員又はその使用人が、暴力団又は暴力団員と社会的に非難されるべき関係を有すると認められるとき。	3 か月以上 1 2 か月以内
1 8 下請契約又は資材若しくは原材料の購入契約その他の	3 か月以上 1 2 か

<p>契約に当たり、その相手方が第13号から前号までのいずれかに該当することを知らず、当該者と契約を締結したと認められるとき。</p>	<p>月以内</p>
<p>19 受注者が、第13号から第17号までのいずれかに該当する者を下請契約又は資材若しくは原材料の購入契約その他の契約の相手方としていた場合（前号に該当する場合を除く。）に、発注者が受注者に対して当該契約の解除を求め、受注者がこれに従わなかったとき。</p>	<p>3か月以上12か月以内</p>

附 則

この公示は、公示の日から施行する。